

マスターズ制度表示管理規則

(東京ローカルルール)

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人全国個人タクシー協会優良個人タクシー事業者認定規程第11条に規定する優良個人タクシー事業者認定制度（以下「マスターズ制度」という。）における制度参加章、マスター称号（以下「称号標」という。）等の適正な表示の管理に関する、一般社団法人東京都個人タクシー協会での取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員団体長による称号標等の管理)

第2条 会員団体長は、称号標等の在庫管理について責任を持つとともに、担当役職員を定め、適正な称号標等の交付事務及び在庫管理を行うこと。

(所属団体長による監督)

第3条 所属団体長は、称号標等の適正な表示管理について責任を持つとともに、担当役職員を定め、この規則に基づき適切な手続きを行っていることを監督するものとする。

(制度参加時の制度参加章の交付)

第4条 新たにマスターズ制度に参加した個人タクシー事業者に制度参加章を交付した場合には、担当役職員が目視により、屋上表示灯に適切に貼付されたことを確認すること。なお、目視に代えて、携帯電話やデジタルカメラ等で撮影された写真による確認も可とする。ただし、写真による確認を行う場合には、屋上表示灯に貼付された称号標とともに車両登録番号等を同時に撮る等により、適切な貼付を確認すること。（以下同様。）

2 称号標の適切な貼付を確認した際には、「称号標適正表示管理簿」に記録すること。（以下同様。）

(マスター昇格時のマスター称号の交付)

第5条 ふたつ星からマスターに昇格した際に、マスター称号を交付する場合には、当該個人タクシー事業者は制度参加章を撤去、返納するとともに、担当役職員は制度参加章と引き換えにマスター称号を交付するものとし、目視により屋上表示灯に適切に貼付されたことを確認すること。なお、返納された制度参加章は、当該個人タクシー事業者名、返納日及び返納受付者名を記載したうえで、当該所属団体で1年間保管すること。（以下同様。）

(マスターから降格時の制度参加章の交付)

第6条 マスターからふたつ星又はひとつ星に降格した際には、直ちにマスター称号を撤去、返納することとし、担当役職員はマスター称号と引き換えに制度参加章を交付し、目視により屋上表示灯に適切に貼付されたことを確認すること。

2 前項において、認定基準のうち特定要件に該当したことによりマスターから降格する際には、即刻マスター称号を撤去、返納することとし、担当役職員はマスター称号と引き換えに制度参加章を交付し、目視により屋上表示灯に適切に貼付されたことを確認すること。

(車両代替・称号標の破損・汚濁時の扱い)

第7条 車両代替、称号標の破損・汚濁等により、新たな称号標の交付を受ける際には、旧称号標との交換により行うこと。

2 担当役職員は、新たな称号標の交付に当たり、目視により屋上表示灯に適切に貼付されたことを確認すること。

(車両譲渡時の扱い)

第8条 車両の譲渡をする際には、新たな称号標の交付を受けるものとし、旧称号標との交換により行うこと。

2 担当役職員は、新たな称号標の交付に当たり、目視により屋上表示灯に適切に貼付されたことを確認すること。

(廃業時等の扱い)

第9条 マスターズ制度参加者が、死亡・廃業・譲渡・退会等によりマスターズ制度から退出した際には、屋上表示灯に貼付されている称号標を返納することとし、担当役職員は確認すること。なお、死亡による退出の際には、担当役職員が適切な方法により回収すること。

(称号標の未貼付による未認定)

第10条 マスターズ制度参加者が、称号標を表示灯に未貼付の場合は、届出書を提出することにより未認定者とする。

2 マスターズ制度参加者が、前項により届出ることなく、未貼付の事実がその他の方法により明らかとなった場合は未認定者とする。

3 前2項における未認定日は、届出を行った日又は未貼付の事実が明らかとなった日の翌月1日とする。

(未認定者名簿の配付)

第11条 前条により未認定者として扱うこととなった場合は、未認定者名簿を当該所属団体長へ配付する。

2 名簿を受理した所属団体長は、当該未認定者に対し、未認定者として扱うこととなった旨を告知すること。

(未認定者の取扱い)

第12条 所属団体長は、未認定者に対し、称号標を適切に表示するよう指導しなければならない。

(未認定者からの復帰)

第13条 未認定者が称号標を貼付しようとするときは、届出書を提出することによりひとつ星認定者とする。

2 前項において認定日は、届出を行った日の翌月1日とする。

3 第1項におけるひとつ星認定者が、ふたつ星に昇格する際の認定条件は、ひとつ星認定期間が1年以上あり、かつ、その期間において認定基準の全てに適合していることとする。

(自動退出)

第14条 未認定者が継続して5年以上未認定者であった場合には、マスターズ制度から自動退出する。

2 前項における退出日は、未認定日から5年経過後の11月30日とする。

3 自動退出となった事業者は、自動退出の日から1年間、マスターズ制度に参加することができない。

(自動退出者名簿の配付)

第15条 前条により自動退出者として扱うこととなった場合は、自動退出者名簿を当該所属団体長へ配付する。

2 名簿を受理した所属団体長は、当該自動退出者に対し、自動退出者として扱うこととなった旨を告知すること。

(不正行為)

第16条 マスターズ制度参加者が、称号標を適正に表示していないことが確認された場合には、会員団体は当該団体の賞罰規約等に基づき適切に対処することとする。

2 マスターズ制度未参加者が、称号標を不正に表示していることが確認された場合には、会員団体は当該団体の賞罰規約等に基づき適切に対処することとする。

3 優良タクシー乗り場に不正入構したことが確認された場合には、街頭営業適正化指導規程における指導対象事案として対処することとする。

4 マスターズ制度参加者が、優良タクシー乗り場に不正入構したことが確認された場合には、即刻ひとつ星に降格することとし、所属団体長は直ちに届出書の提出を指示することとする。

5 前項におけるひとつ星認定日は、所属団体長が届出書の提出を指示した日の翌月1日とする。

6 第4項によりひとつ星に降格した事業者が、ふたつ星に昇格する際の認定条件は、ひとつ星認定期間が2年以上あり、かつ、その期間において認定基準の全てに適合していることとする。

(附則)

1 この規則の改廃は、理事会において行う。

2 この規則は、平成26年8月18日に制定し、施行する。ただし、第10条は平成26年

12月1日、第11条は平成26年10月1日から施行する。

- 3 この規則は、平成26年10月15日一部改定し、施行する。なお、第10条に基づく届出書の提出において、施行日以前から未貼付であった場合には、届出書に記載する「届出事由発生日」は平成26年10月1日と記入することとし、未認定日は平成26年10月1日として扱うこととする。
- 4 この規則は、平成27年5月21日一部改定し、施行する。ただし、第17条第6項は平成27年12月2日から施行する。
- 5 この規則は、令和3年9月14日一部改定し、施行する。
- 6 この規則は、令和5年9月15日一部改定し、施行する。